

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社ムサシ
【英訳名】	MUSASHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽鳥 雅孝
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目20番36号
【電話番号】	(03)3546-7711
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 山村 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目20番36号
【電話番号】	(03)3546-7711
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 山村 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社ムサシ大阪支店 (大阪府東大阪市長田中三丁目6番1号) 株式会社ムサシ名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22号) 株式会社ムサシ神静支店 (神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号) 株式会社ムサシ北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目2番地) 株式会社ムサシ東関東支店 (千葉県千葉市中央区新町18番10) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第94期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金20円 総額148,871,060円
効力発生日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件
取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また広く適切な人材を確保できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任が免除できる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）として新設する。

第3号議案 取締役12名選任の件
取締役として、都木 恒夫、小林 厚一、羽鳥 雅孝、佐々木 淳、村田 進、山村 隆、吉川 伸一、浅川 正仁、新妻 一俊、廻 真一郎、栃木 眞司及び高原 巨章を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件
監査役として、桑原 弘順及び安藤 信彦を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
退任取締役 青坂 修司氏に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	61,060	31	214	(注)1	可決 99.9
第2号議案	61,057	34	214	(注)2	可決 99.9
第3号議案				(注)3	
都木 恒夫	61,035	56	214		可決 99.9
小林 厚一	60,631	460	214		可決 99.2
羽鳥 雅孝	61,065	26	214		可決 99.9
佐々木 淳	61,074	17	214		可決 99.9
村田 進	61,074	17	214		可決 99.9
山村 隆	61,074	17	214		可決 99.9
吉川 伸一	61,074	17	214		可決 99.9
浅川 正仁	61,074	17	214		可決 99.9
新妻 一俊	61,074	17	214		可決 99.9
廻 真一郎	61,054	37	214		可決 99.9
栃木 眞司	61,054	37	214		可決 99.9
高原 巨章	61,049	42	214		可決 99.9
第4号議案				(注)3	
桑原 弘順	60,636	455	214		可決 99.2
安藤 信彦	60,472	619	214		可決 98.9
第5号議案	58,860	2,231	214	(注)1	可決 96.3

- 注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上